



令和7年度
夏の交通事故防止運動
藤沢市実施要領



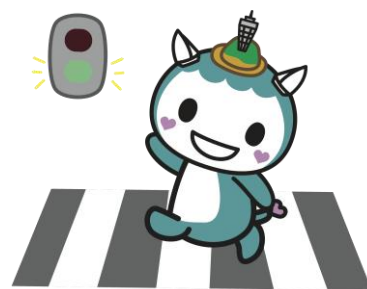
令和6年度 藤沢市小・中学生交通安全ポスター展
藤沢青少年交通安全連絡協議会長賞
羽鳥小学校 小林 万桜さんの作品

< 目 次 >

「夏の交通事故防止運動」実施要領	1～3ページ
「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領	4ページ
各地区交通安全パネル展実施要領	5ページ
統計資料	6ページ
運転中のスマートフォン・携帯電話等使用の危険性	7ページ

「神奈川歩行者安全五則」

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!





「夏の交通事故防止運動」実施要領



1 目的

夏の行楽期を迎えるこの時期は、人流や交通量が増加することに加え、解放感による悪質危険な運転などの増加が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

2 スローガン

「交通ルールを守って 夏を楽しく安全に」

3 実施期間

2025年(令和7年)7月11日(金)から20日(日)までの10日間

4 運動重点

- (1) 安全運転意識の向上
- (2) 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (3) 飲酒運転の根絶

5 運動重点に関する主な推進事項

- (1) 安全運転意識の向上
 - ア 運転者に対し、歩行者などの保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識と態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 二輪運転者に対する二輪車の特性周知やヘルメットの正しい着用とプロテクター着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - ウ 自転車交通ルールの遵守と交通マナーの向上
 - エ すべての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知
 - オ 妨害運転(あおり運転など)の悪質性と危険性を周知するための広報啓発の推進
- (2) 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 - ア 子どもが日常的に移動する経路や公園周辺における見守り活動の推進
 - イ 神奈川歩行者安全五則の周知
 - ウ 子どもや高齢者の交通事故の特性・特長を踏まえた参加体験型交通安全教育の推進
 - エ 反射材の着用促進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転は絶対しない・させない・許さない、そして見逃さない」という規範意識の醸成
 - イ ハンドルキーパー運動の促進

4 重点の取り組み方

家庭	1 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合いましょう。 2 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。 4 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。 5 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。 6 飲酒運転は「しない させない」を徹底しましょう。
学校等	1 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。 2 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。 3 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。 4 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 5 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
職場	1 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。 2 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。 4 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない させない ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。
地域	1 藤沢市交通事故発生マップ等を活用して、地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。 2 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。 3 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 4 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。
交通安全対策協議会構成機関・団体	1 SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙(誌)・機関紙(誌)等を利用して、広く運動の周知を図ります。 2 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力に推進します。 3 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。 4 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力に推進します。 5 運転免許自主返納制度やサポートカー限定条件付き免許の周知のため積極的に広報活動を行います。 6 交通安全シルバリーリーダーの養成と組織化を推進します。

5 各団体等の推進要領

藤沢市交通安全対策協議会構成機関・団体	1 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域などの実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。 2 関係機関・団体の職員などに、運動の周知を図ります。 3 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙(誌)・機関紙(誌)を発行するときは、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。
交通安全関係団体	1 キャンペーンの実施や SNS などを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
教育機関・団体	1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。 2 学校では、「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。 3 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。
道路管理者・鉄道事業者等	1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
警察	1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。 2 高齢者や子どもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。 6 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
藤沢市	1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領

1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、夏の交通事故防止運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに、啓発用チラシやキャンペーングッズの配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。夏のグッズはPC、メガネ等を拭くクリーナーです。

3 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
六会	7月16日(水)	15:00~	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	7月10日(木)	16:00~	湘南海岸公園駅付近
明治	7月11日(金)	15:00~	辻堂駅北口周辺
御所見	7月11日(金)	11:00~	用田辻~新用田辻交差点
遠藤	7月18日(金)	13:40~	イトーヨーカドー湘南台
長後	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布
辻堂	7月11日(金)	15:00~	辻堂駅南口周辺
善行	7月11日(金)	14:30~	小田急善行駅東西口広場
湘南大庭	7月11日(金)	11:00~	湘南とうきゅう前
湘南台	7月11日(金)	15:00~	湘南台駅東口前、西口前
鵠沼	7月11日(金) 8月19日(火)	14:00~ 14:00~	本鵠沼駅・鵠沼海岸駅 富士幼稚園
藤沢東部	7月11日(金)	10:00~	藤沢駅北口サンパール広場
藤沢西部	7月11日(金)	10:00~	藤沢駅北口サンパール広場
村岡	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布

交通安全パネル展実施要領

1 目的

交通事故防止対策の一環として、事故現場の写真をパネルにしたものや交通安全ポスター等を展示し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

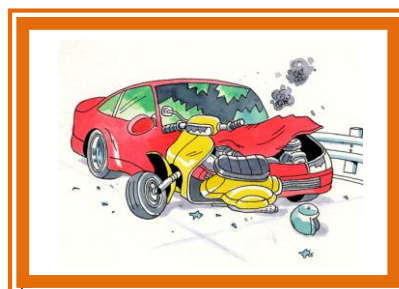
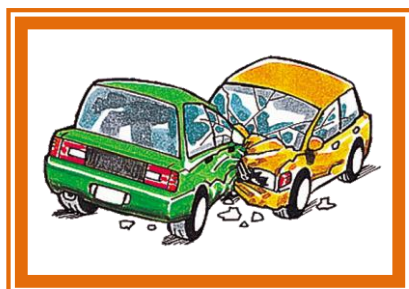
2 展示パネル等の内容

- (1) 交通事故現場・各地区の事故多発交差点の写真を大きくパネルにしたもの
- (2) 交通安全ポスター等

3 実施期間・場所・担当地区

実施期間	実施場所	担当地区
原則 7月11日(金) から 7月20日(日) まで	六会市民センター	六会
	片瀬市民センター	片瀬
	明治市民センター	明治
	御所見市民センター	御所見
	遠藤市民センター	遠藤
	長後市民センター	長後
	辻堂市民センター	辻堂
	善行市民センター	善行
	湘南大庭市民センター	湘南大庭
	湘南台市民センター	湘南台
	鵜沼市民センター	鵜沼
	藤沢市民センター(Fプレイス)	藤沢東部・西部
	村岡市民センター	村岡

※ 実施期間については、実施場所によって異なる場合があります。



～ 統 計 資 料 ～

シートベルトの着用状況（令和6年10月～11月 JAF 調査）

道路区分	座席区分	着用率	
		県内	全国
一般道路	運転席	99.4% (前年比-0.2%)	99.2% (前年比±0%)
	助手席	97.3% (前年比-0.9%)	96.8% (前年比-0.3%)
	後部席同乗者	45.9% (前年比-5.9%)	45.5% (前年比+1.8%)
高速道路	運転席	99.9% (前年比+0.2%)	99.6% (前年比±0%)
	助手席	98.2% (前年比-0.9%)	98.8% (前年比+0.2%)
	後部席同乗者	64.8% (前年比-21.6%)	79.7% (前年比+1%)

チャイルドシートは、子どもの体格に合ったものを使用しましょう！

信号機のない横断歩道実態調査（令和6年8月 JAF 調査）

	1	2	3	4	5	6	19	
県名	長野	石川	岐阜	熊本	福岡	宮城	神奈川	全国 平均
一時停止率 (%)	87.0	80.9	75.2	74.8	74.3	70.3	58.4	53.0

※ 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況。

<横断歩道等における歩行者等の優先>

（道路交通法第38条第1項抜粋）

・横断歩道等に接近する場合の義務

横断歩道等の直前（停止線の直前）では停止できるような速度で！

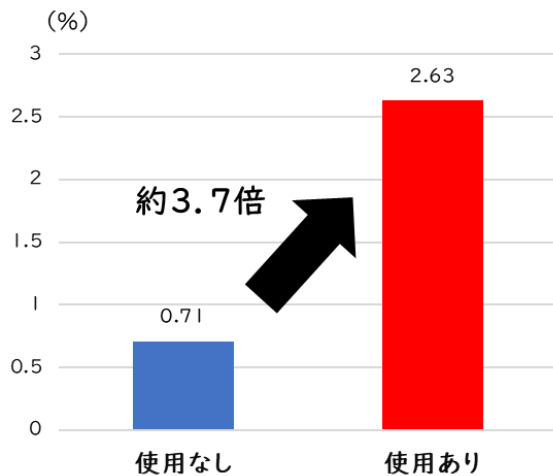
・横断歩行者等がいる場合の一時停止

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げない！

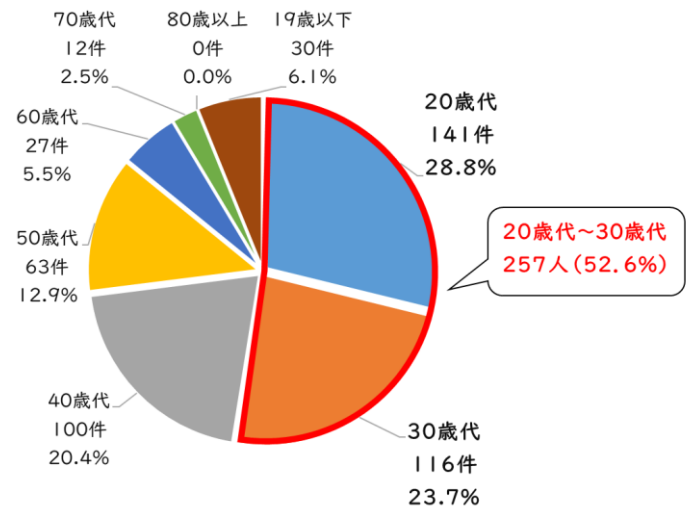
運転中のスマートフォン・携帯電話等使用の危険性

警察庁の発表によると、令和6年中の携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は136件で、令和3年以降、増加傾向にあります。また、携帯電話等使用の場合には、使用なしと比較して死亡事故率（交通事故のうち死亡事故の占める割合）が4倍近く高くなっています。また、運転者の年齢層を見ると、20歳代から30歳代が約5割を占めています。

携帯電話等使用有無別死亡事故率比較
（自動車）【令和2年～6年】



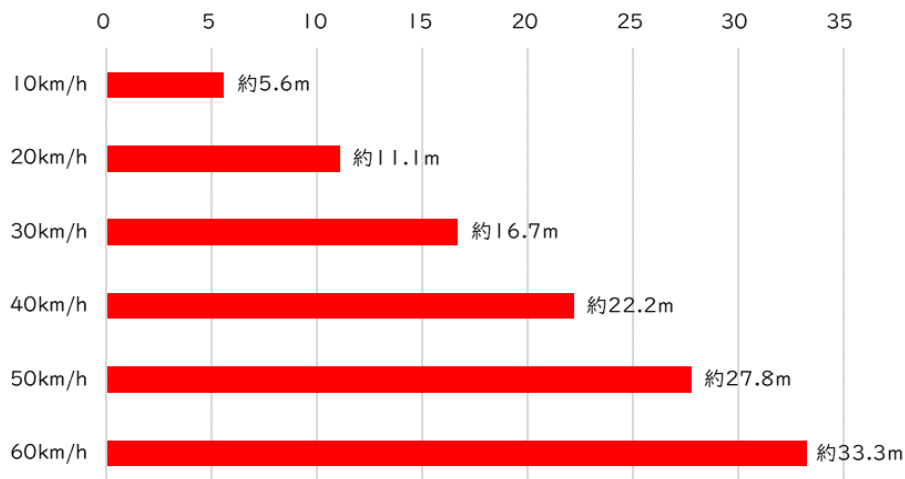
運転者年層別携帯電話等使用による
死亡・重傷事故件数（自動車）
【令和2年～6年合計】



自動車が2秒間に進む距離

下の表は、自動車が2秒間に進む距離を示したものです（運転者が画像を見ることにより危険を感じる時間は運転環境により異なりますが、各種の研究報告によれば、2秒以上見ると運転者が危険を感じるという点では一致しています。）。

60km/hで走行した場合、2秒間で約33.3m進みます。その間に歩行者が道路を横断したり、前の車が渋滞などで停止していたら事故を起こしてしまう可能性があります。



参考：「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」（警察庁ホームページ）



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡